○関東地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百三十八号　山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷六三番二地内　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月十一日

○関東地方整備局告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　百三十八号　山梨県南都留郡山中湖村山中字寺屋敷六三番二地内　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十二日

○関東地方整備局告示第二百五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三七四番から同町大字古間字坂上一五九〇番まで	前	二一・六〇～二七・〇〇メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	二一・六〇～二九・九〇メートル	〇・〇六一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十八号　長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三八三番一から同町大字古間字坂上一六〇二番一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年七月十一日

○関東地方整備局告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年七月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域　図面縦覧場所

一般国道　十八号　長野県上水内郡信濃町大字穂波字大道下一三八三番一から同町大字古間字坂上一六〇二番一まで　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年七月十二日

人事異動

内閣府

井上　寿一　井上由里子　宇賀　克也

城山　英明　野口貴公美　保坂　裕興

三宅　弘

公文書管理委員会委員に任命する（各通）（七月六日）

法務省

（新潟区検察庁副検事）副検事　姉帯　満

二戸区検察庁副検事に配置換する（七月七日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、七月六日午後七時十九分御出門、小児がん征圧キャンペーン二十周年チャリティーコンサート「生きる二〇一六～小児がんなど病気と闘う子どもたちとともに～」を御鑑賞のため、オーチャードホール（渋谷区）へ行幸啓、同九時四十分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年7月11日　関東地方整備局長　大西　亘

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	福生市大字熊川字武蔵野1409番1から同市大字熊川字武蔵野1410番5までの上り線
一般国道	16号	福生市大字熊川字武蔵野1410番5から同市大字熊川字武蔵野1440番3までの上下線
一般国道	16号	福生市大字熊川字武蔵野1440番3から同市大字熊川字武蔵野1309番6までの下り線